平成２５年（フ）第５６２４号
東京都千代田区一番町22番地１
破産者　実践英語フォーラム株式会社
１　決定年月日　平成25年10月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５６７８号
東京都文京区白山３丁目６－９―301
破産者　小笠原茂利
１　決定年月日　平成25年10月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５７２６号
神奈川県川崎市麻生区栗木台２丁目13―３―102
破産者　富田　敬三
１　決定年月日　平成25年10月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５７２７号
神奈川県川崎市麻生区栗木台２丁目13―３―102
破産者　富田　　泉
１　決定年月日　平成25年10月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５７８０号
東京都江東区大島７丁目39―３―412
破産者　相川　義一
１　決定年月日　平成25年10月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５７８１号
東京都江東区大島７丁目39―３―412
破産者　相川恵子こと　朴　　恵子
１　決定年月日　平成25年10月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６２２５号
千葉県富里市根木名706―36
破産者　松崎英美こと　金　　英善
１　決定年月日　平成25年10月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６２８７号
東京都江戸川区南小岩６丁目26番13号
破産者　有限会社田中靴店
１　決定年月日　平成25年10月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６２８８号
東京都台東区橋場１丁目11―４　丸山方
破産者　田中　健正
１　決定年月日　平成25年10月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６２８９号
東京都台東区橋場１丁目11―４　丸山方
破産者　田中　祥子
１　決定年月日　平成25年10月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６３２２号
神奈川県海老名市東柏ケ谷２丁目26―29―101
破産者　婦川　房治
１　決定年月日　平成25年10月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６３２３号
神奈川県海老名市東柏ケ谷２丁目26―29―101
破産者　婦川　幸子
１　決定年月日　平成25年10月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６６２２号
神奈川県横浜市青葉区柿の木台23―19―102、開始決定時の住所神奈川県川崎市宮前区東有馬５丁目39―８
破産者　深澤　　明
１　決定年月日　平成25年10月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６６７１号
千葉県船橋市高根台５丁目１―262―204
破産者　塚本　邦明
１　決定年月日　平成25年10月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６９４７号
東京都中央区銀座７丁目14番３号松慶ビル
破産者　株式会社きもの銀座やまと屋
１　決定年月日　平成25年10月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６９４８号
神奈川県伊勢原市大山206―１
破産者　高橋　憲一
１　決定年月日　平成25年10月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６９６１号
東京都江東区白河２丁目13番８号　コーポＮＫ１階
破産者　有限会社報国サッシ工業所
１　決定年月日　平成25年10月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６９６２号
東京都墨田区菊川２丁目16―９
破産者　河西　良一
１　決定年月日　平成25年10月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６９６３号
東京都墨田区菊川２丁目16―９
破産者　河西　淳子
１　決定年月日　平成25年10月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６９６４号
東京都墨田区菊川２丁目16―９
破産者　河西久仁子
１　決定年月日　平成25年10月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６９６５号
東京都江東区森下３丁目10―17　小倉ビル302
破産者　ホウコク技建こと　後藤喜久男
１　決定年月日　平成25年10月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７０７４号
福島県福島市瀬上町字五月田58番地
破産者　有限会社伊深組
１　決定年月日　平成25年10月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部